

# 第11回 伊丹市議会災害対策支援本部会議 次第

令和2年5月7日（木）

13:00～

1. 新型コロナウイルスへの対応状況について（資料1）

2. 各会派からの質問事項等について（資料2）

3. 当局からの報告について

4. その他

・議員の登庁自粛の継続について

## ○新型コロナウイルスへの対応状況

令和2年5月7日（木）10時現在

### ○伊丹市当局の状況 4月30日現在

- ・全職員に対し発熱がある場合は、**有給休暇取得を推奨**
- ・交代制勤務と在宅勤務を実施
- ・体調不良者の確認・人事への**報告を毎日実施(0名)**  
(前回4月15日現在1名)
- ・交通機関利用者に対し**時差出勤を推奨(12名)**  
(前回4月15日現在(12名))

### ○伊丹市内居住の感染者数 5月5日21時現在 **【感染者52名】**

(前回4月16日21時現在【感染者28名】)

※感染者数の増加は、県がこれまで本人の了承を得られず健康福祉事務所管内としていた居住地を、発症から10日経過した一部患者については各市町の数値に振り分けたため。

### ○新型コロナウイルスに関する相談件数・検査件数

- ・伊丹市への相談件数 5月7日現在 **2,259件**  
(前回4月16日現在 1,414件)
- ・兵庫県内の検査件数 5月6日24時現在 **8,516件 (うち677件から陽性)**  
(前回4月15日24時現在 4,851件 (うち423件から陽性))
- ・兵庫県内の発生人数 5月6日現在 **677名**  
(前回4月16日現在 453名)

令和2年5月7日  
事務局聞き取り調査結果

## 共産党からの質問

### 【医療体制について】

1. 新型コロナウイルス感染患者の受け入れを、市立伊丹病院で行っているのかどうか。  
以前の回答では3床で対応するとされていたが、現在いくらの病床を提供しているのか。  
また、PCR検査は当病院ではどうされているのか。明らかにしていただきたい。
2. 対応している場合、医療の体制（看護師等の人員、院内のゾーン区分や動線隔離等）  
は十分といえるのか。N95マスク、サージカルマスク、ゴーグル、防護服などは伊丹市  
の責任で十分配備できているのか。必要な備品や機材の調達が困難な場合には、国や県  
による支援を求める事。
3. 兵庫県に対して、医師判断でPCR検査を受けられる検査体制を直ちに整えること、コ  
ロナ感染患者の病床確保500床の目標を早急に達成することを求める事。

### <回答>

1. 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ状況については、非公表となっているため  
お答えできませんが、県の要請に協力し、適宜、対応を行っております。  
また、PCR検査については保健所からの依頼または当院を受診された患者で医師が必要  
と判断した場合に行っております。
2. N95、サージカルマスク、フェイスシールドについては一定確保しております。アイ  
ソレーションガウン及び手指消毒剤の入手が困難となっており、アイソレーションガウン  
は、新型コロナウイルス感染症の患者へ対応する医療従事者が優先的に使用できるよ  
うにしております。  
また、県にも必要物品を要望しており、N95、アイソレーションガウンについて、一定  
数は配布いただいておりますが、今後も必要な医療物品について、要望してまいります。
3. PCR検査を実施している帰国者・接触者外来をはじめ、市内の医療機関で市民が安  
心して受診できる体制、病床確保等について、県と隨時、相談・調整を行っております。

## 【臨時交付金】

1. 伊丹市における「臨時交付金」の金額はいくらになるのか。
2. その使途について検討されているのか。検討されたのならその案を示していただきたい。

<回答>

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）の総額は1兆円とされており、各地方公共団体への交付限度額は、人口、財政力、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定される予定です。  
しかし、現時点では、内閣府から交付限度額の詳細な算定方法等が示されていないため、本市への正確な交付額が不明となっております。
2. 使途については、感染症拡大防止策や緊急事態宣言に伴う外出自粛、営業自粛要請などの影響を受ける事業者等への支援などをすでに決定しており、さらには、感染症拡大収束後における地域経済の再活性化に向けた取り組みなどにも取り組む必要があることから、今後示される交付限度額や地域の実情等を見極めながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）の使途について、具体的に検討してまいります。

## 【休業補償について】

1. 事業者にとって自粛要請によって休業することは事業の存廃に関わる問題となっている。県内の自治体でも実施されるようになっているが、「臨時交付金」を財源に事業における固定経費（家賃等）に対する補償（補助）を制度化していただきたい。国として制度化することを強く求めてほしい。
2. 兵庫県は、休業要請に応じた中小企業に100万円、個人事業主に50万円、営業時間短縮依頼に応じた事業主等へ県として「経営継続支援金」の支給をすることを決めた。伊丹市としてもこれに上乗せすることを検討すること。

<回答>

1. 市内事業者の状況の聞き取りを踏まえ、売上高が減少している個人事業主及び小規模法人に対し、賃料1か月分（上限10万円）を補助することとし、5月1日から受付を開始しております。また、国としての制度化について、今後の動向を注視してまいります。
2. 「経営継続支援金」は、県と市の協調事業として支給額の3分の1を市が負担することとなっており、支給を通じて市も休業要請協力事業者の支援に取り組んでおります。  
また、様々な手法を検討し、休業協力事業者への支援のみならず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた幅広い市内事業者の支援に取り組んでまいります。

### 【暮らしへの支援】

1. 市独自の子育て支援を行うこと。たとえば、加西市は生活に困窮する子育て世代に給付金を支給、明石市は児童手当受給者への上乗せなどを参考に。
2. 上下水道料金の基本料金の減免・免除制度をつくること。

<回答>

1. 市独自の子育て世帯への給付金事業は現在のところ未定です。
2. 基本料金の減免・免除につきましては、慎重に検討してまいります。

### 【子ども・女性の権利】

1. 10万円給付は、子どもの現実に寄り添った方法が求められることから、児童虐待による施設入所児童等には児童手当制度と同様、子どものために使われるよう施設設置者などに給付されるようにすること。また、一時保護所で保護されている児童、在宅で支援を受けている児童も、本人や支援機関による申請も可能にすること。
2. 学校が主な支援機関となっていた支援対象児童の現況確認が難しくなるなか、どのような対策が取られているのか。支援から切り離される子どもや保護者を出さないため、専門性の高い構成員の連携で運営する要保護児童対策地域協議会の役割は大きいことから、オンライン会議等の工夫をして機動的な対応ができるようにすること。
3. 「一人一律10万円」給付に関して、とりわけ全てのDV被害者が迅速に、正確に給付が受けられるようにすること。
4. 学校休業が続くもとで、「小学校等休業対策助成金・支援金」を活用して労働者が特別の有給休暇を取得できるよう制度の周知と手続きの迅速化を求める。また、保育所への登園を自粛する労働者や感染リスクを避ける目的で休業を希望する妊娠中の労働者にも対象を拡大するように求めること。

<回答>

1. 総務省から令和2年4月27日付けで発出された「施設入所等児童等に係る特別定額給付金関係事務処理について」によると、施設入所等児童については、施設職員による代理申請を基本とし、施設入所等児童等の本人名義の口座に振り込み支給することとなっております。  
一時保護所で保護されている児童や、在宅で支援を受けている児童については、上記の事務処理通知における対象児童等の取り扱いから除くものとされており、通常の支払い方法となります。

2. 要支援児童で連絡のとれる家庭においては家庭児童相談員から保護者へ連絡をとり、状況確認を行っているところです。また、教育委員会とも連携し、児童の状況を把握しているところです。要保護児童対策地域協議会につきましては、開催方法等を検討してまいります。

3. 国の制度に基づき、遅滞なく対応いたします。

4. 市ホームページや広報伊丹、中小企業労働者福祉共済加入事業者の会報へ制度案内を掲載するほか、伊丹商工会議所や伊丹商店連合会にも情報提供を行い、制度の周知に取り組んでおります。

また、県や関係機関と連携を図り、労働者の置かれている実態を伝えてまいります。